

- 濁水処理設備等からの排水は、法令に定められた排水基準を遵守するとともに、表に示す自主排水基準を定めて管理しています。

### ■ 自主排水基準

項目	自主排水基準
水素イオン濃度 (pH)	5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	30mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	30mg/L
浮遊物質 (SS)	50mg/L

## (2) 水質モニタリング

水質保全を徹底するため、全ての濁水処理設備及び沈澱池の出口と出口下流の河川内を監視地点として表に示す対象項目について水質測定を行っています。



濁水処理設備出口の採水状況

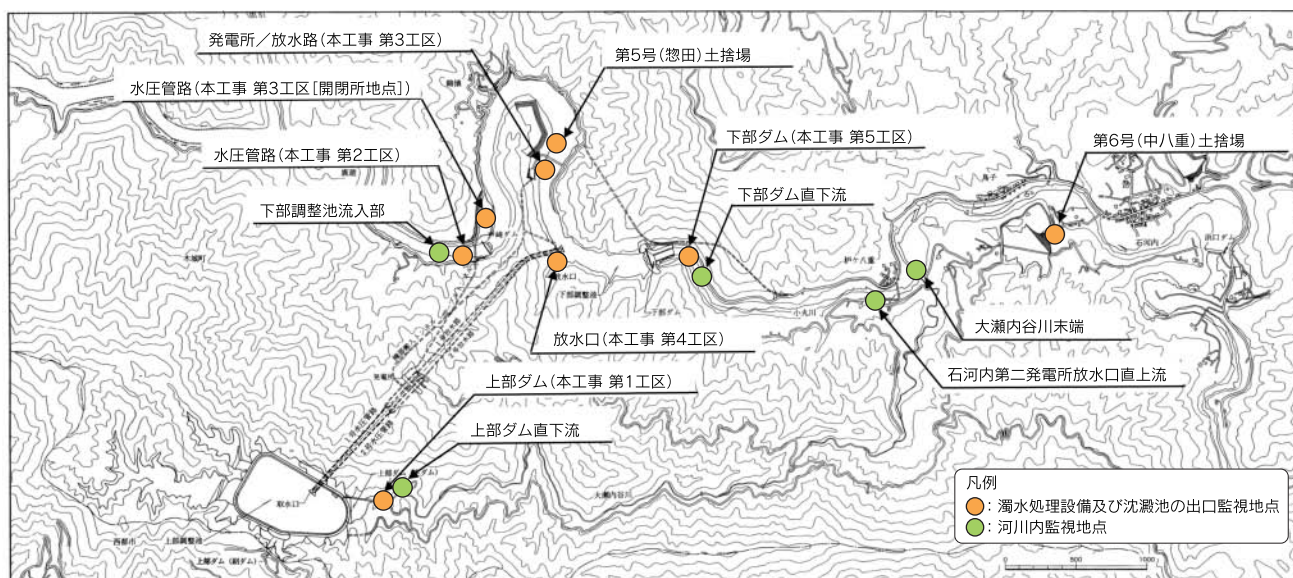


河川の採水状況

### ■ 水質監視地点と対象項目

監視地点	対象項目	頻度
濁水処理設備及び沈澱池出口 工事区域最下流にある濁水 処理設備出口下流の河川	ph, 水温, 濁度	1回/毎日
濁水処理設備及び沈澱池出口 工事区域の最下流の河川内 並びに本流との合流点	生活環境項目 (5項目), 水温, COD, 濁度, 全窒素, 全リン	1回/月
	生活環境項目 (5項目), 健康 項目 (23項目), 水温, COD, 濁度, 全窒素, 全リン	1回/3ヶ月

### ■ 監視地点平面図



環境保全への取り組み

## 4. 騒音・振動管理

工事中の騒音・振動を把握するため工事境界線及び工事現場周辺民家地点において自主規制基準値を定め騒音・振動モニタリングを行っています。

1999年2月の工事開始以来、年2回(6,12月)モニタリングを行っていますが、自主規制基準値を上回る値が検出されたことはありません。

工事中の騒音・振動対策として次のような対策を実施しています。



騒音・振動モニタリング状況



製砂設備の防音建屋

- できる限り低騒音・低振動型の建設機械を使用して施工しています。
- コンクリートを製造する際の製砂設備等、特に大きい騒音を発生する設備については防音建屋を設ける等の対策を行いました。
- 集落内を通行する工事車両には制限速度を設け、騒音・振動の低減に努めています。

## 5. 建設副産物管理

建設により発生する副産物は、できるだけ減量化することにはしていますが、やむをえず排出されるものについては、現場内において可能な限り再利用しています。

### (1) 現場内での再利用

#### 伐採木のリサイクル

現場内に林立する立木の処理により伐採木(木くず)が発生します。伐採木は、現場付近に設置した破砕機でチップ化し、製紙会社で燃料として利用したり、腐敗させて将来植樹する際の堆肥として利用する予定です。



伐採木のチップ化



伐採木の堆肥化

#### 建設汚泥のリサイクル

工事排水を浄化する濁水処理設備から汚泥(脱水ケーキ)が発生します。汚泥は、セメントを混ぜて固化処理し、造成地の盛土材として利用しています。

なお、当リサイクルの取り組みについては、2001年に建設副産物リサイクルモデル工事に認定され、2002年及び2003年には3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進協議会会長賞を受賞しています。

#### ■ 建設汚泥のリサイクル

